

日本の畜産業における アニマルウェルフェアへの対応 (農林水産省の取組)

「アニマルウェルフェア」については、我が国も加盟しており、世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関である国際獣疫事務局(OIE)の勧告において、「動物がその生活している環境にうまく対応している様子をいう。」と定義されています。

家畜がそのような態様にあるためには、家畜の快適性に配慮した飼養管理を行うことにより、ストレスや疾病を減らすことが重要です。

このことは、畜産物の生産性や安全の向上にもつながることから、農林水産省としては、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた家畜の飼養管理の普及に努めています。

家畜のアニマルウェルフェア (Animal Welfare) とは

国際獣疫事務局 (OIE) のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- 「動物がその生活している環境にうまく対応している態様」と定義されている。
- 「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

- 日々の家畜の観察や記録
- 家畜のていねいな取扱い
- 良質な飼料や水の給与

等

適正な飼養管理

家畜のストレスや
疾病の減少

家畜の本来持つ
能力の発揮

家畜の健康の維持

安全な畜産物の生産と
生産性の向上

「5つの自由」とは、

- ① 飢餓と渇きからの自由、
- ② 苦痛、傷害又は疾病からの自由、
- ③ 恐怖及び苦悩からの自由、
- ④ 物理的、熱の不快感からの自由、
- ⑤ 正常な行動ができる自由

なぜ
必要なの？

生産性の向上や畜産物の
安全・安心にもつながります



アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理（快適性に配慮した家畜の飼養管理）を行うことは、家畜のストレスや怪我、疾病等を減らし、家畜が健康であることによる、安全・安心な畜産物の生産につながるだけでなく、生産者にとっても家畜の能力を引き出し、治療費等のコストの軽減にもなり、生産性の向上につながります。



国際的に
アニマルウェルフェアの
中心的な概念となっている

5つの自由

飢餓と渇きからの自由

苦痛、障害又は疾病からの自由

恐怖及び苦惱からの自由

物理的、熱の不快感からの自由

正常な行動ができる自由



なにが
必要なの？

最新の施設や設備を必要とするものではなく愛情を持った飼養管理を行うことが必要です



必ずしも
「アニマルウェルフェアの実行」
||
「施設や設備の整備によるコストの上昇になるもの」ではありません。

1 日々の家畜の観察や記録

家畜が快適に飼養されているかどうかを確認するためには、家畜の健康状態を常に把握しておくことが重要です。

そのためには日常の管理の中で家畜をよく観察し、けがや病気の発生予防に努めることが大切で、健康悪化の兆候や通常と違う行動等が見られた場合には、速やかに適切な対応をとることが重要となります。

2 家畜の丁寧な取扱い

家畜と管理者とが良好な関係を保つことは、日常における家畜のストレスが低減できるだけでなく、治療や移動の際の作業の省力化や事故等の防止、良質な畜産物の生産等にもつながります。

3 良質な飼料や水の給与

家畜が健康を維持し、正常な発育等を行うために、家畜の発育段階等に応じた適切な栄養素を含んだ飼料や新鮮な水を与える必要があります。

我が国におけるアニマルウェルフェアの状況

- 従来より、家畜の飼養管理の一般原則として、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」が定められている。また、「家畜伝染病予防法」に基づき、疾病の発生を予防するために定めた飼養管理基準等においても、アニマルウェルフェアに関する項目を記載。
- **学識経験者、生産者、獣医師、消費者等からなる検討会を設置し、平成21年から畜種ごとの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」(肉用牛、乳用牛、ブロイラー、採卵鶏、豚、馬)を作成。**
- この飼養管理指針は、OIE(国際獣疫事務局)が策定した指針にも即しており、OIE指針の改正に合わせて随時改訂

注: 下線を付した畜種は、OIEが指針を策定済み

《飼養管理の一般原則》

動物の愛護及び
管理に関する法律



産業動物の飼養及び
保管に関する基準



アニマルウェルフェアに配慮した
家畜の飼養管理の基本的な
考え方について

《畜種毎の対応》

OIE(国際獣疫事務局)策定の指針(コード)

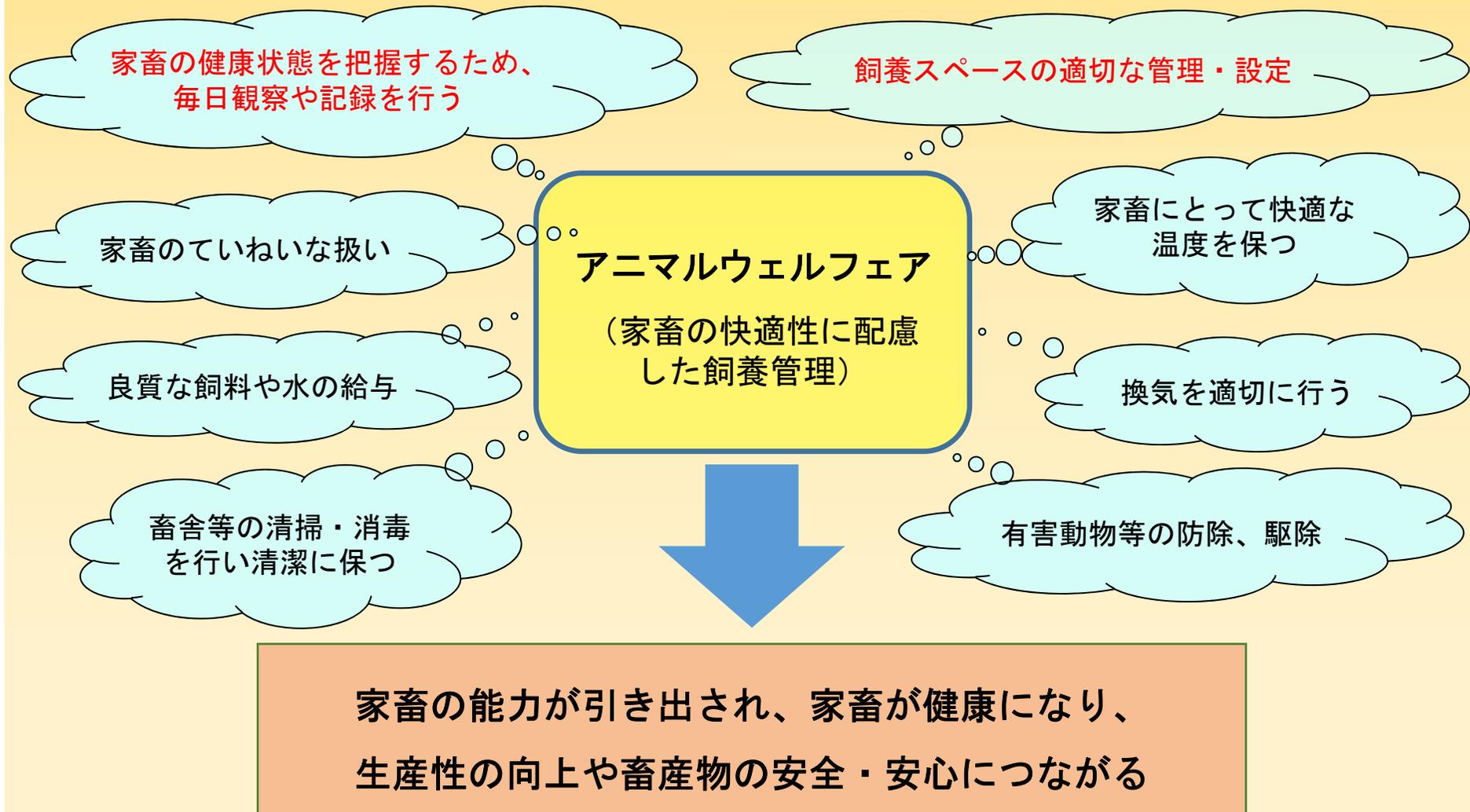
OIEとは、1924年にパリで発足した国際機関で、動物疾病に関する情報提供、動物由来食品の安全の確保やアニマルウェルフェアの向上等が目的

OIE指針の改正を反映

アニマルウェルフェアの考え方
に対応した飼養管理指針(H21~)
(肉用牛、乳用牛、ブロイラー、採卵鶏、豚、馬)

「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」のポイント

- 消費者等のアニマルウェルフェアの関心の高まりと海外の動きに対応し、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」を畜種ごとに制定。



アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針

((公社)畜産技術協会策定等)

- 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」は、OIE(国際獣疫事務局)で採択された指針に準拠し、OIE指針の改正に合わせて随時改正。
- 現場の生産者への普及を図るため、昨年度から、指針の内容に関する **チェックリスト**を作成・配布し、取組をさらに推進。

畜種	飼養管理指針	(参考) OIE指針
採卵鶏	平成21年3月 (23年3月改訂)	(未策定)
豚	平成21年3月 (23年3月改訂)	(未策定)
ブロイラー	平成22年3月 (28年6月改訂)	平成25年5月採択
乳用牛	平成22年3月 (28年9月改訂)	平成27年5月採択
肉用牛	平成23年3月 (28年6月改訂)	平成25年5月採択
馬	平成23年3月	平成28年5月採択※

※「使役馬」について作成

「飼養管理指針」のポイント①(乳用牛、肉用牛)

○ 農場内において、アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛・肉用牛の飼養管理を実施するための指針で、牛の飼養を行う者が対象。

【主な項目】

1 管理方法

- ・牛が快適に飼養されていることを、健康状態などの観察により把握・記録すること。けが・病気の発生予防等に努めること。
- ・牛をていねいに取り扱うこと、除角などを行う際は、可能な限り苦痛を生じさせない方法をとること。
- ・農場内における防疫措置等を適切に実施すること、飼養する施設・設備を清潔に保つこと。
- ・牛の管理者・飼養者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進を図ること。

2 栄養

- ・牛の発達状態に応じ、必要な栄養を含んだ飼料と、十分な量の新鮮な飲水を給与すること。

3 牛舎・牛舎の環境等

- ・日常観察等が容易であり、病原体・有害動物の侵入防止等必要な管理設備を備えていること。
- ・けがなどをしにくい構造であり、適当な飼養スペースが確保されていること。
- ・牛にとって快適な温度域の維持のために暑熱等対策が講じられていること、牛舎内に常に新鮮な空気が供給され、牛の正常な行動に必要な明るさが確保され、騒音が抑えられていること。

「飼養管理指針」のポイント②(豚)

- 農場内において、アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理を実施するための指針で、豚の飼養を行う者が対象。

【主な項目】

1 管理方法

- ・豚が快適に飼養されていることを、健康状態などの観察により把握・記録すること。けが・病気の発生予防等に努めること。
- ・豚は社会的順位的确立等のために闘争する習性があることを理解し、豚をていねいに取り扱うこと。去勢などを行う場合には、過度なストレスの防止や感染症の予防に努めること。
- ・農場内における防疫措置等を適切に行うとともに、飼養する施設・設備を清潔に保つこと。
- ・豚の管理者・飼養者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進を図ること。

2 栄養

- ・豚の発達状態に応じ、必要な栄養を含んだ飼料と、十分な量の新鮮な飲水を給与すること。

3 豚舎・豚舎の環境等

- ・日常観察等が容易であり、病原体・有害動物の侵入防止等必要な管理設備を備えていること。
- ・けがなどをし難い構造であり、適当な飼養スペースが確保されていること。特に、繁殖雌豚の単飼では、立ったり横になったりすることが妨げられることなくできる広さを確保すること。
- ・豚にとって快適な温度域の維持のため、暑熱等対策が講じられていること。豚舎内に常に新鮮な空気が供給され、豚の正常な行動に必要な明るさが確保され、騒音が抑えられていること。

「飼養管理指針」のポイント③(馬)

○ 業として農場で馬を飼養する者を対象に、アニマルウェルフェアに適切に対応した馬の飼養管理を実践するための指針。 > 日本馬事協会による。

※ 本指針でいう馬は、競馬及び乗馬クラブ等で供用されている馬を対象として想定していない。

【主な項目】

1 管理方法

- ・馬が快適に飼養されているか確認するため、少なくとも1日1回は、観察を実施する。
- ・馬は、臆病な動物であり、周囲の環境変化に敏感に反応するため、適切な技術と器具を用いて丁寧に取り扱うこと。
- ・馬にとって快適な環境を提供することは、病気・事故の発生予防につながることから、建物、器具等の清掃を行い、施設又は設備を清潔に保つこと。
- ・馬の管理者・飼養者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進を図ること。

2 栄養

- ・馬の健康を維持するため、十分な量の粗飼料を給与し、その質にも十分留意する必要。
- ・飼料及び水は、異物混入や汚染のない安全で清潔なものを給与する必要。

3 厩舎の環境等

- ・厩舎は、風雨、暑熱・寒冷等を防ぐ構造とするとともに、けがの原因となるような突起物等がないように配慮する。
- ・厩舎内に常に新鮮な空気を供給するとともに、アンモニアやカビ、ほこり、二酸化炭素や湿気等を舎外に排出し、厩舎内の環境を快適に保つために、換気が重要。
- ・馬は、音に敏感な動物であり、過度な騒音は、摂食量の減少等に繋がるおそれがあるため、厩舎内の騒音は、可能な限り小さくするとともに、絶え間ない騒音や突然の騒音は避ける。

畜産における農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、

①**食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組**のことです。

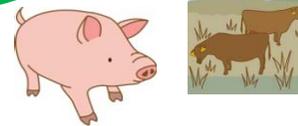
食品安全（点検項目例）

動物用医薬品の取扱いは管理獣医師等の指示の下で行おう。



環境保全（点検項目例）

地域内の循環を考慮して、草地には地域内で発生した堆肥等を優先的に使おう。



労働安全（点検項目例）

事故を起こしてケガしないように作業環境の改善をしよう。
作業に適した防護服を着よう。



どうしてGAPを導入する必要があるの？

産地や農家が安定した経営を続けるためには、信頼性の確保、環境への配慮、事故防止等の対策が重要です。特に、輸出への取組、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給等、海外からのお客様に対応する上でも、**GAPの取組**が必要となってきています。



国内流通でも、農産物では既に一部の大手流通チェーンが**GAPの取組**を求めており、東京オリンピック・パラリンピックを機に更に加速化する可能性。

日本版畜産GAP（JGAP家畜・畜産物）の概要等

- 平成29年3月31日に基準書が完成・公表。
- 基準書の完成に続き、審査認証機関の認定、審査員の養成等の認証体制を構築。
- 国産畜産物の輸出環境整備事業（H28補正予算）により、JGAP等のGAP認証の取得農家の経費の支援を措置。
- GAP認証取得の準備段階の取組であるGAP取得チャレンジシステム（※）について、運用開始（平成29年8月31日）。

（※）JGAP家畜・畜産物の基準書に基づく取組・項目を示したチェックシートにより、生産者が自己点検した内容を第三者によって確認を受ける仕組み

<JGAP家畜・畜産物の構成等>

- JGAP家畜・畜産物は、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重及びアニマルウェルフェアで構成される、家畜・畜産物の総合的なGAP
- 対象家畜は、乳用牛、肉用牛、豚、肉用鶏及び採卵鶏の5畜種

JGAP家畜・畜産物の基準書の構造(目次)

目	次
1. はじめに	16. 労働安全管理および事故発生時の対応
2. 本書の利用方法	17. 動物用医薬品等の管理
3. JGAP審査・認証の流れ	18. 施設の管理
4. 認証までの手順概要	19. 機械・設備、運搬車両、掃除道具等の管理
5. 著作権	20. エネルギー等の管理、地球温暖化防止
6. 免責事項	21. 廃棄物の管理および資源の有効利用
7. 用語の定義と説明	22. 周辺環境への配慮および地域社会との共生
	23. 生物多様性への配慮
【管理点と適合基準】	
A. 経営の基本	C. 生産資材等の管理
1. 農場管理の見える化	24. 精液・受精卵・素畜の管理
2. 経営者の責任	25. 飼料の管理
3. 計画および実績評価	26. 敷料の管理
4. 飼養衛生に関する管理	
5. 放牧の管理	D. 自給飼料生産工程の専用項目
6. 生産工程におけるリスク管理	27. 草地等の立地に関する管理
7. アニマルウェルフェア	28. 種子の管理
8. 食品防御	29. 農薬・肥料等の管理
9. 供給者の管理	30. 環境保全を主とする取組
10. 商品管理	31. 飼料生産工程の情報管理
11. 苦情・異常・ルール違反への対応	
12. 識別とトレーサビリティ	附属書Ⅰ：飼養衛生管理基準
	附属書Ⅱ：家畜伝染病予防法第13条の2第1項に規定する症状（農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状）
B. 経営資源の管理	附属書Ⅲ：「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づくチェックリスト
13. 責任者および教育訓練	関連法令および参考文献一覧
14. 人権・福祉と労務管理	
15. 作業員および入場者の衛生管理	

注：赤字は、農場HACCP認証農場については、差分審査時に「該当外」となる管理点(後述)

基準書の管理点の例（アニマルウェルフェア）

・アニマルウェルフェアについては、「7.1「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応」において、附属書として添付したチェックリストを活用して飼養管理の改善に取り組むことを求めている。

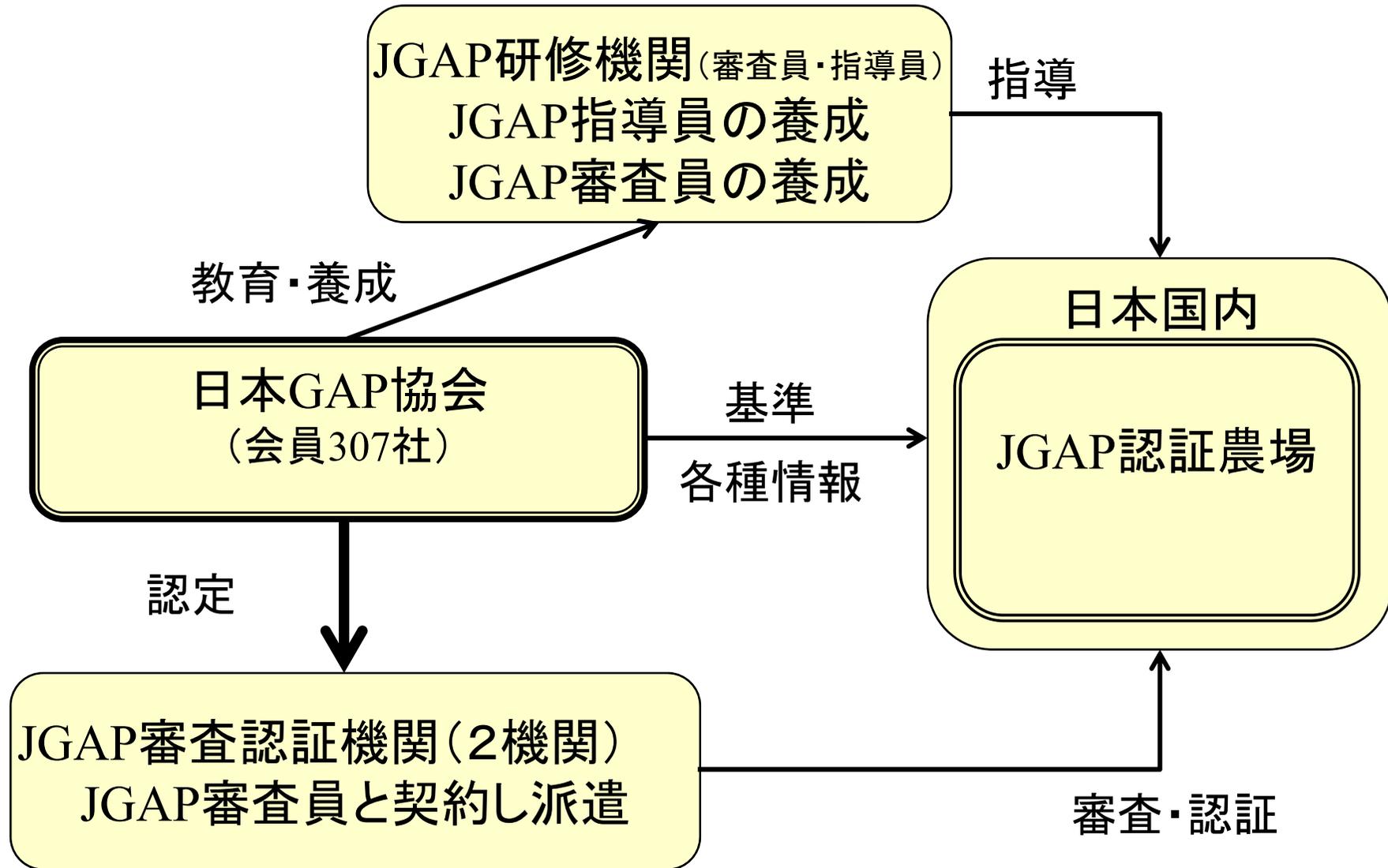
番号	レベル	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)
7. アニマルウェルフェア				
7.1	必須	「アニマルウェルフェアノ考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応が行われているかについてチェックリスト(附属書Ⅲ)を活用して、飼養環境の改善に取り組んでいる。	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」および当該指針に基づくチェックリストは、公益社団法人畜産技術協会が、OIE(国際獣疫事務局)のアニマルウェルフェアに関する規約(コード)で各畜種の生産システムに関する規約等に準拠して、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏および肉用鶏についてそれぞれ作成している。
7.2	必須	家畜の輸送	家畜の輸送に当たっては、アニマルウェルフェアに配慮するとともに、家畜の衛生管理ならびに安全の保持および家畜による事故の防止に努めている。	家畜の輸送を外部委託している場合は、管理点9.1の「外部委託管理」を遵守している。

家畜の輸送時のアニマルウェルフェアへの対応

- 1 輸送の間のアニマルウェルフェアに配慮
- 2 輸送の間の家畜の衛生管理に配慮し、怪我・事故等の防止に努める
- 3 外部委託の場合、「アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項」を契約書に記載

JGAP指導・普及の体制と仕組み

— 基準書開発・改定に加え、指導と審査の体制を着実に整備 —



GAP取得チャレンジシステムの概要

GAPの認証取得に関する生産者の受け止め方

⇨ JGAP家畜・畜産物やGLOBAL G.A.P.にいきなり取り組むのは、生産者にとってハードルが高い

⇨ GAP認証に取り組む前に、農場内で記録やPDCA(Plan,Do,Check,Act)サイクルの定着を図りたい

⇨ アニマルウェルフェアに配慮した飼養方法などについて、現状の取組で良いのかどうか教えてほしい

GAP取得チャレンジシステム (農林水産省補助事業により実施)

- ・GAP取得につながる取組・項目をリスト形式で提示
- ・食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアなどをカバー
- ・自己点検内容を第三者が確認し、農場名をWebで公開
- ・**アニマルウェルフェアを中心に、研修会やセミナーを実施**
- ・平成29年8月末から運用開始

農場HACCPとJGAP家畜・畜産物の認証について

概要

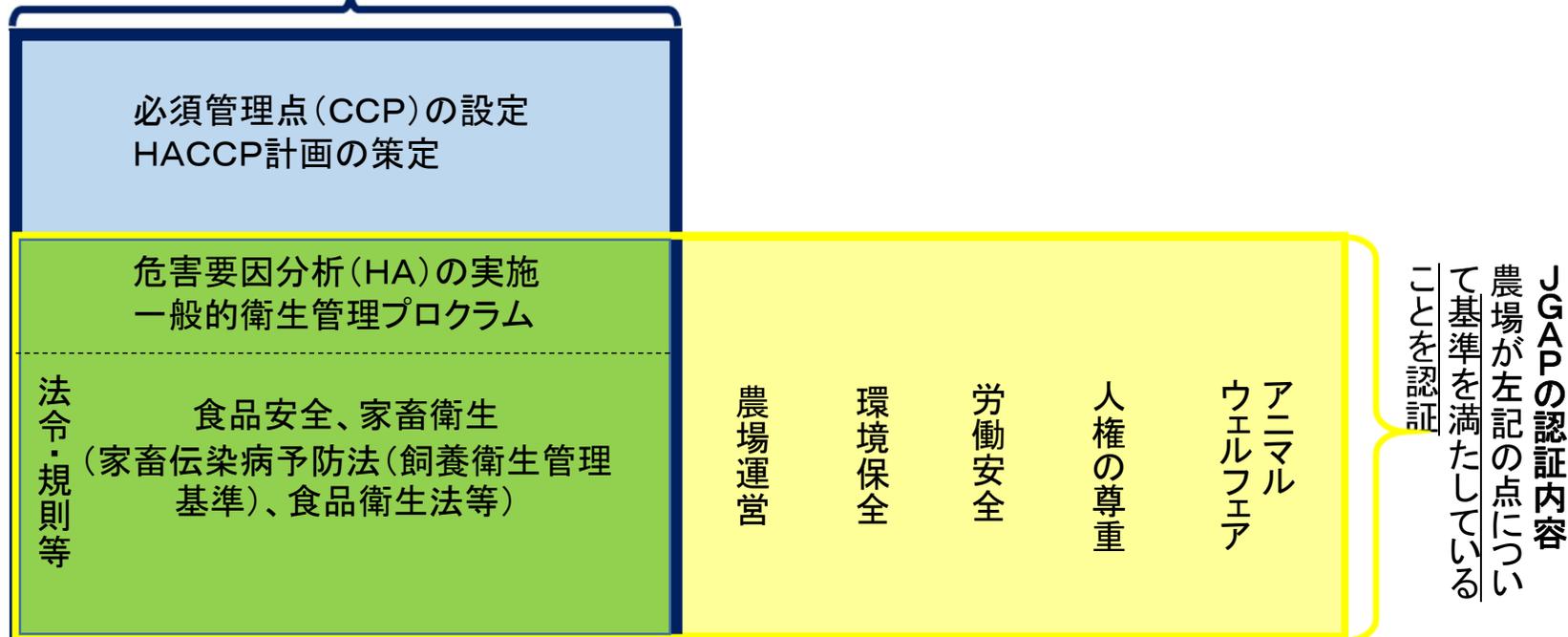
農場HACCP：畜産物の安全性向上のため、生産農場にHACCPの考え方を取り入れ、家畜の所有者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階の危害要因をコントロールする飼養衛生管理の方法。

JGAP家畜・畜産物：日本GAP協会により開発されたGAPのスキームの一つで、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重及びアニマルウェルフェアの視点から適切な生産工程管理のあり方についてまとめられたもの。

<農場HACCP認証基準とJGAP家畜・畜産物の基準の概念図>

農場HACCPの認証内容

以下の点を農場が設定し、運用、検証及び改善が出来ていることを認証



畜産におけるGAPの取組について

畜産における農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、

①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

畜産におけるGAPの推進状況

- ・平成29年3月31日にJGAP家畜・畜産物の基準書を公表(団体認証の基準書についても12月25日に公表)。
- ・審査認証機関の認定、審査員の養成等認証体制を構築し、平成29年8月21日に農場の認証を開始。
- ・平成29年8月31日にGAP認証取得の準備段階の取組であるGAP取得チャレンジシステムを運用開始。

<GAP認証取得等状況> (H30.2.28時点)

JGAP家畜・畜産物: 17経営体(乳用牛2,肉用牛6,養豚8,採卵鶏1)、GAP取得チャレンジシステム: 4経営体※(養豚1,採卵鶏3)、GLOBALG.A.P.: 1経営体(大学1)

※JGAP家畜・畜産物を取得した7経営体を除いた数値

(参考) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した調達コード
持続可能性に配慮した畜産物の調達基準 (概要)

要件	要件への適合を示す方法	要件を満たした上で推奨される事項
①食材の安全 ②環境保全 ③労働安全 ④アニマルウェルフェア	・JGAP、GLOBALG. A. P. 認証 または ・GAP取得チャレンジシステムによる確認	・有機畜産により生産 ・農場HACCPの下で生産 ・エコフィードを用いて生産 ・放牧畜産実践農場で生産 ・障がい者が主体的に携わって生産

世界の各種GAPの例



農業や商取引等の事情を踏まえたGAPが世界各国・地域にあり、これはその一例。バイヤーがGAPを求める場合、その求めに対応する認証を取る。

畜産GAP拡大推進加速化事業（新規）

平成30年度予算概算決定額
191(一)百万円

我が国畜産の競争力強化を図る観点から、日本版畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための指導員等の育成、GAP認証取得、GAP認証取得の準備段階の取組となる「GAP取得チャレンジシステム」の普及等への支援を行います。

1 日本版畜産GAP認証取得支援

日本版畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための指導員等の育成、GAP認証取得等の取組を支援

3 日本版畜産GAP認証の拡大支援

日本版畜産GAPの認証取得拡大のための他の認証スキームとの差分審査の検討、国際規格化に向けた情報収集等の取組を支援

2 認証農場生産の畜産物流通対策

日本版畜産GAPにより生産された畜産物の分別流通方策の検討の取組を支援

4 GAP取得チャレンジシステム等の推進

「GAP取得チャレンジシステム」の普及等を推進するとともに動物福祉に配慮した飼養管理の普及を図るための研修会の開催等の取組を支援

【補助率】 定額

【事業実施主体】1の事業は民間団体等、2、3、4の事業は民間団体

- 畜産生産者の点検活動を通じた生産管理の向上、効率性の向上、経営意識の向上
- 家畜・畜産物の生産工程の見える化を通じた消費者の信頼確保

(参考)JGAP家畜・畜産物に関する参考ウェブサイトについて

(一財)日本GAP協会:

http://jgap.jp/LB_01/index.html#jgap_kijunsho_chikusanbutsu

(公社)中央畜産会:

(JGAP家畜・畜産物) http://jlia.lin.gr.jp/web/20180201gap_p.pdf

(GAP取得チャレンジシステム) <http://www1.jlia-gap.jp/gap/portal.html>

エス・エム・シー(株) : <http://www.swine-smc.co.jp/>